

令和5年第5回 飯塚市議会会議録第1号

令和5年9月5日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第1日 9月5日（火曜日）

第1 開 会

第2 会期の決定

第3 行政報告

第4 常任委員会中間報告

1 総務委員会中間報告（質疑）

（1）入札制度について

（2）情報公開について

2 福祉文教委員会中間報告（質疑）

（1）図書館について

（2）虐待の予防事業について

3 協働環境委員会中間報告（質疑）

（1）自然環境保全対策について

4 経済建設委員会中間報告（質疑）

（1）産業振興について

第5 議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

1 議案第52号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第4号）

2 議案第53号 令和5年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）

3 議案第54号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例

4 議案第55号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（公用車による物損事故）

5 議案第56号 市道路線の認定

6 議案第57号 専決処分の承認（令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第3号））

7 認定第1号 令和4年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定

（令和4年度決算特別委員会）

8 認定第2号 令和4年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

（令和4年度決算特別委員会）

9 認定第3号 令和4年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

（令和4年度決算特別委員会）

10 認定第4号 令和4年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

（令和4年度決算特別委員会）

11 認定第5号 令和4年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定

（令和4年度決算特別委員会）

12 認定第6号 令和4年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

（令和4年度決算特別委員会）

13 認定第7号 令和4年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定

- (令和4年度決算特別委員会)
- 14 認定第 8号 令和4年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和4年度決算特別委員会)
- 15 認定第 9号 令和4年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和4年度決算特別委員会)
- 16 認定第10号 令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定
(令和4年度決算特別委員会)
- 17 認定第11号 令和4年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
- 18 認定第12号 令和4年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定
- 19 認定第13号 令和4年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
- 20 認定第14号 令和4年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長 (江口 徹)

これより、令和5年第5回飯塚市議会定例会を開会いたします。

「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの23日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月27日までの23日間とすることに決定いたしました。

「行政報告」に入ります。市長職務代理者久世副市長。

○市長職務代理者副市長 (久世賢治)

本日、令和5年第5回市議会定例会を招集するに当たり、6月以降、本日までの事務事業の概要を報告し、審議の参考に供したいと存じます。

まず、7月初旬の福岡県を含む九州各地及び山口県で発生しました大雨について報告いたします。本市では、7月10日の午前6時に災害対策本部を設置し、その後、速やかに市内全域に避難指示を発令し、災害に備えました。幸いにも人的な被害はありませんでしたが、7件の床下浸水と農林業施設を含む公共施設等の被害が発生しております。また、福岡県内において、久留米市、太宰府市、広川町、添田町などでは、死者5名、負傷者7名、家屋被害が5千件以上といった甚大な被害が発生しており、犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。なお、飯塚市では、特に被害のあった久留米市に対し、福岡県市長会からの要請に応じて、7月15日から家屋被害調査、7月24日から罹災証明書発行業務の支援として、延べ42名の職員派遣を行っております。

次に、総務部について報告いたします。飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例に基づき提出された33名の資産等報告書の審査につきましては、資産等報告書審査会が7月7日から4回にわたり開催され、8月8日に意見書が提出されました。

次に、市民協働部について報告いたします。7月の同和問題啓発強調月間につきましては、市民に広く周知し、人権意識の向上を図ることを目的に、中心商店街、イオン穂波ショッピングセンターの市内2か所で街頭啓発を行いました。また、この期間中に市内6か所で講演会を実施し、518人の参加がありました。

次に、市民環境部について報告いたします。地球温暖化対策の一環として、8月4日に市役所本庁舎にて、「クールシェア」を4年ぶりに開催し、小学校以上の参加者60名で、「竹の水鉄砲」工作を実施しました。同日、「打ち水大作戦2023 in いづか」を開催し、クールシェアで作成された水鉄砲を使って、打ち水を行いました。

次に、経済部について報告いたします。企業誘致につきましては、7月29日に、株式会社イズミが、ゆめタウン飯塚の「オープニングセレモニー」を開催し、同日グランドオープンいたしました。引き続き、同社と締結した包括連携協定に基づき、市民の豊かな暮らしづくりと地域経済の活力向上を図るとともに、市内商業施設間の連携強化による交流人口の増加と商業の活性化に取り組んでまいります。

厚生労働省の委託業務であります地域雇用活性化推進事業につきましては、求職者向け及び事業者向けの講習会を6月10日から順次開催し、5講座で100名以上の参加がありました。また、9月2日には市役所本庁舎におきまして、DX促進合同会社説明会を開催し、市内企業34社と求職者88人の参加の下、雇用の促進に取り組みました。

7月1日から15日までの間、夏の市民祭として親しまれている「飯塚山笠」が4年ぶりに開催されました。フィナーレを飾る15日の「追い山」では、5つの山笠が優勝を競い、多くの人出で賑わいました。

8月1日には、同じく4年ぶりに「遠賀川川開き飯塚納涼花火大会」が開催され、約6千発の花火が打ち上げられる中、市内外から大変多くの方々が訪れ賑わいました。

経済に関する支援策につきましては、市役所本庁舎に設置しております経済支援相談窓口において、引き続き、中小企業診断士を配置するとともに、相談内容に応じた専門家派遣事業を実施しております。

「いづかプレミアム応援券」につきましては、今年度は紙券の発行は行わず、カード版、スマホ版2種類の電子応援券を発行し、8月1日から8月20日まで販売いたしました。

6月16日から7日間の日程で、米国サニーバール市の中高生19名、随員5名が来飯し、ホームステイや学校訪問を通して国際交流を行い、友好の絆を深めることができました。

また8月3日から6日間の日程で、行政交流団及び市民交流団の17名が米国サニーバール市を訪問し、姉妹都市交流10周年を祝う記念行事への参加や飯塚フェアを開催いたしました。飯塚フェアでは、113名のサニーバール市民及びサニーバール市長を含む行政関係者が来場され、飯塚市の食を通じた文化・経済交流を図りました。

次に、福祉部について報告いたします。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者の負担軽減及び地域の消費喚起、下支えのため、市内の店舗で使用できる「飯塚市生活応援クーポン券」につきましては、8月4日から市内全世帯へ順次配付を行っております。

次に、都市建設部について報告いたします。飯塚駅周辺地区整備につきましては、ゆめタウン飯塚の周辺道路の改良工事を7月に完了し、供用を開始いたしました。新設の菰田堀池公園につきましても、低年齢用遊具を設置し、7月末に開園しております。引き続き、整備基本計画に沿って取り組んでまいります。

次に、教育委員会について報告いたします。8月29日から穂波支所庁舎3階の生涯学習ひろばにおいて、市立小学校の5年生及び中学校1年生を対象とした「いづか子ども体験型キャリア教育事業」を開始いたしました。この事業では、公益社団法人ジュニア・アチーブメント日本の体験型経済教育プログラムを九州で初めて導入し、小学校5年生を対象とした経済体験学習と中学校1年生を対象とした生活設計体験学習を実施いたします。リアルで実践的な学習活動を通して、子どもたちのキャリア形成に必要な能力を育ててまいります。

「飯塚市少年の船」は、団員・指導者を含め72名が、7月28日から3泊4日で沖縄県を訪問しました。4年ぶりの実施となった本年度は新型コロナウイルス感染症対策を考慮して、往

路・復路ともに飛行機を利用した1日短い研修となりましたが、平和祈念資料館で戦争の悲惨さと平和の尊さを学び、うるま市では地元の子もたちと交流を深めるなど、研修活動等の団体生活を通して社会性を培うとともに、次世代を担うリーダーの育成を図りました。

7月20日から8月22日まで歴史資料館において、太平洋戦争当時の戦時資料を集めた企画展「兵士の回想録と戦前・戦後の暮らし展」を開催し、市内外から多くの見学者が訪れました。

終わりに、企業局について報告いたします。水道事業につきましては、配水施設改良等として「秋松地区配水幹線布設替工事」ほか15件の工事を発注し、順次着工しております。

また、水道施設の在り方を検討し、施設規模等の将来の見通しを把握するため「飯塚市水道施設最適化計画策定業務委託」を発注し、着手しております。

以上が6月議会定例会以降、本日までの事務事業の大要であります。

本定例会に提案申し上げます案件は、補正予算議案2件、条例議案1件、人事議案1件、専決処分の承認議案1件、その他の議案2件、認定14件、報告5件であります。

それぞれの議案は上程されました都度、担当者に説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます、行政報告を終わります。

○議長（江口 徹）

常任委員会の中間報告を議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

総務委員会に付託を受けています調査事件、2件について、中間報告をいたします。

「入札制度について」は、執行部から、「総合評価落札方式における受注者への罰則強化」等、資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、令和5年4月1日から総合評価落札方式における受注者への罰則を追加したということだが、どのような経緯で罰則を強化したのかということについては、昨年度、本委員会から入札制度について、多数のご意見を受け、先進地視察を行ったが、罰則を設けることで総合評価落札方式において提案された内容の実効性を高め、担保ができるような先進地の仕組みを参考に、本市において内部協議を行い、入札制度検討委員会で罰則強化を決定したものであるという答弁であります。

次に、本市では受注者が評価項目を履行すべき内容を履行しなかった罰則として、以前は工事成績評定点を10点減点していたとのことだが、過去の総合評価落札方式において罰則を受けた受注者はいるのかということについては、平成30年度から令和4年度までに8件の工事を発注し、そのうち2件の工事で罰則を受けた受注者がいるという答弁であります。

次に、新たな罰則として、工事目的物の引き渡し後4か月の指名停止としているが、発注機会が少ない総合評価落札方式では、指名停止期間が短いと次の受注が可能となり、罰則の効果がないのではないのかということについては、本市では指名停止となると、翌年度までホームページ上で公開しているため、国や県、民間の工事受注に影響するものと考えている。

さらに、総合評価落札方式において「評価項目の履行すべき内容を履行しなかった場合の指名停止を受けていない」という評価項目を追加し、指名停止となれば減点の対象にしていることや、工事成績評定点の減点を10点から20点に変更したことで、評価項目内にある会社や配置予定技術者の評定点が下がり、僅差で競争が行われている同方式の入札では、落札が困難な点数設定となっていることから、指名停止とすることで、事業者に与える影響は大きなものとなっているという答弁であります。

次に、この罰則に伴う減点はいつまで続くのかということについては、「評価項目の履行すべき内容を履行しなかった場合の指名停止を受けていない」という項目は、過去1年以内または昨年度の工事を対象としている。工事成績評定点の20点減点は、工事ごとの評価技術委員会内で、

過去数年分の工事成績評定点といった協議がなされ、評価基準が決定することから具体的な年数は決まっていないが、永続的に続くものではないという答弁であります。

次に、昨年度の当委員会での委員の質疑に対し、最低制限価格の事後公表の調査研究を行うということだったが、どういった調査研究を行い、検討しているのかということについては、最低制限価格の事後公表についても先進地視察を行い、職員への不当な働きかけや、最低制限価格などの情報漏えいに対する防止対策を検討しているという答弁であります。

次に、最低制限価格の事後公表を試行してみてもどうかということについては、今すぐ試行の段階にいくという協議が整っていないことから、今後もしっかり検討していくという答弁であります。

次に、総合評価落札方式の試行をやめ、変動型最低制限価格方式による入札に変えることはできないのかということについては、本市が実施している総合評価落札方式は、国が示すマニュアルの簡易型を採用しており、技術的な工夫の余地が小さい一般の工事において、特定のテーマに沿って作成された簡易な施工計画のほかに、同種類似工事の施工実績や工事成績など、評価項目と入札価格を総合的に評価する方式としていることから、事業者の技術向上や構造物の品質向上に資するものとなっており、今後も継続して行いたいと考えている。

また、それぞれの入札方法にメリット・デメリットがあり、整理してお示ししたいという答弁であります。

次に、「情報公開について」は、執行部から、「飯塚市情報公開制度の概要について」、資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、国会議員の秘書が情報公開請求の取下げ要求を行ったという報道があったが、本市では情報公開条例に基づいた公開請求を行った場合、どの部署までが請求者の情報を知ることができるのかということについては、情報公開請求は、本庁総務課もしくは各支所市民窓口課で受付し、その後、請求内容に応じて、所管課長までが知ることができる。また、請求内容により、所管課が多岐にわたる場合は、全庁掲示板において、請求者の情報を隠して情報提供の依頼を行っているという答弁であります。

この答弁を受け、受付を行う総務課等は業務上、請求者の情報の把握が必要であるが、その後の作業は、請求者が誰であっても行う必要があることから、所管課が請求者の情報を知ることができるという業務フローは、請求者の情報を守るため見直しを行ってほしいという意見が出されました。

次に、情報公開請求は、窓口や郵便、信書便、電子メールにより申請ができるということだが、請求された情報は、どのように公開するのかということについては、公開が決定した後は、窓口での受け取りや、請求者の費用負担で郵便により送付する方法があるという答弁であります。

次に、電子メールで情報公開請求があったものは、電子メールで返信するほうが、窓口への来庁や郵便料などの費用負担を考えると申請者にとって有用であると思うが、電子的データでの公開は、どのように考えているのかということについては、電子メールでの回答は、添付文書の差し替えや、改ざんのおそれがあること、さらに、繰り返し大量の情報公開請求を行うなど、濫用的な請求につながる可能性もあることから、慎重に検討していきたいと考えているという答弁であります。

次に、公開された情報は、請求者だけではなく一般に公開することで、類似する情報公開請求が減少すると考えるが、どのような取組を行っているのかということについては、複数の方から情報公開請求があった事例は、積極的に類似情報を公開するよう取り組んでいるが、情報公開請求があった全ての事例について公開はしていない。また、よりニーズのある情報が、積極的な公開がなされていないと判断した場合は、内部検討し、積極的に情報を公開していく取組を行っているという答弁であります。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。14番 金子加代議員。

○14番（金子加代）

福祉文教委員会に付託を受けています調査事件2件について、中間報告をいたします。

「図書館について」は、執行部から、「図書館について」の資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回、穂波図書館及び旧穂波郷土資料館を改修し、「子どもと保護者が安心・快適な環境で読書ができ、読書の楽しみを体験する機会の提供及び読書力と読書を通じて生きる力を育成する支援環境整備を行うもの」として子ども図書館を整備するということが、具体的にはどのように考えているのかということについては、具体的な内容は今から詰めていくが、1階は小さな子どもと保護者を中心とした蔵書構成とし、2階は、蔵書は置きつつ、子どもが本に親しむきっかけをつくれるような環境にしたいと考えている。単に本を配架するだけでなく、本とともにいろんな体験を通じて読書に親しむ環境ができるような図書館にしたいという答弁であります。

次に、本市近郊ではどの自治体に子ども図書館があるのかということについては、県内における単独の子ども図書館としては、福岡県と北九州市の2か所のみである。児童館や子ども図書館の機能を充実させた図書館は多数あるが、単独での子ども図書館は少ない状況であるという答弁であります。

次に、イイズカコミュニティセンターは1階の図書館と2階の廊下が吹き抜けでつながっており、2階の廊下や学習室、展示ホールなどからの声が図書館に聞こえてくるという苦情があっているが、何か対応を考えているのかということについては、今回の大規模改修事業で2階からの声が図書館に聞こえてこないように吹き抜けに何かしらの対応をするよう考えているという答弁であります。

次に、各図書館の利用状況で、颯田館は利用が少なく、庄内館は利用が多いなどばらつきがあるが、蔵書数の違い以外にはどのような理由があるのかということについては、颯田館は図書館の規模が小さいこともあり、あまりイベント等が行われていないのに対し、庄内館は「おはなし会」や図書館まつりなどのイベントを各種行っているため、利用が多いのではないかと分析しているという答弁であります。

次に、穂波図書館と旧穂波郷土資料館を改修し、子ども図書館として整備することはどのような経緯で決まったのかということについては、1市4町合併時に穂波図書館の存続についての議論があり、地元の自治会等から子ども図書館として整備し存続することを求める声があったことがきっかけとなっており、図書館の規模は小さいながら、児童書の割合が比較的多かったことから、穂波図書館を児童書に特化した図書館として改修すべきではないかということで決まったという答弁であります。

次に、図書館で購入する書籍・資料はどのように選定するのかということについては、資料収集に当たり公平適正化を図るため飯塚市立図書館資料選定委員会を設けており、委員会の中で意見交換をしながら資料の選定を行っている。また、利用者からのリクエストがあった資料については、指定管理者が受け付け、必要に応じて購入しているが、高価な資料等については選定委員会で購入すべきか検討している。そのほか、毎月各館の司書が目ぼしい資料を購入し、選定委員会に報告をしているという答弁であります。

次に、飯塚市立図書館資料選定委員会はどのような人員構成になっているのかということについては、指定管理者である図書館流通センターから5名、生涯学習課から4名、飯塚市図書館運営協議会の委員2名、合計11人で構成しており、委員長は飯塚市立図書館の館長が行っているという答弁であります。

この答弁を受け、公平適正化を図るための飯塚市立図書館資料選定委員会の責任者が民間会社の社員であり、公平性・適正性が担保できるのか考える必要があるという意見が出されました。

次に、子ども図書館は市の子育て支援施策の一環としての役割を担うということだが、飯塚市立子ども図書館整備等検討委員会の委員の中に子育て支援施策に詳しい人はいるのかということについては、委員として近畿大学九州短期大学の教授、保育協会の方、本市子育て支援課及び保育課の職員が入っており、子育て支援施策について助言や意見をいただいているという答弁であります。

次に、「虐待の予防事業について」は、執行部から、「虐待等の予防事業（アウトリーチ型支援）について」等の資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、令和4年度児童虐待に関する状況の報告書では、児童虐待の相談件数が前年度より増えている状況だが、事業成果としてはどのように考えているのかということについては、学校や保育所、自治会等を訪問し、虐待だけではなく虐待の疑いがある場合も通告義務があるということを周知していった結果、虐待に対する意識の高まりにより通告の増加につながったことが成果であると考えているという答弁であります。

次に、虐待の予防事業に当たり、妊娠中から家庭環境におけるハイリスク要因を特定できる「特定妊婦」の管理を行っているのかということについては、母子手帳交付の際に妊婦と面談し、特定妊婦の要件である不安定な就労等、収入基盤が安定しないこと、家族構成が複雑、親の知的障がい・精神的障がいなどで育児困難が予想されるなどの場合、特定妊婦として把握し、要保護児童対策地域協議会として管理しているという答弁であります。

次に、特定妊婦と虐待との関係をどのように考えているのか、また、特定妊婦にどのような支援を行っているのかということについては、特定妊婦イコール虐待する親ということではないが、虐待リスクとしては高い要因を持っているため、産後ケア事業や産前・産後生活支援事業などを紹介している。また、保健師等が特定妊婦の家庭を訪問したり、訪問を拒絶する方には電話をかけたりにして話を傾聴し、虐待の予防事業につなげていくなど、あらゆる手段で支援の手が途切れないよう努めているという答弁であります。

次に、産前・産後生活支援事業について、現在の利用状況はどのようになっているのか、また、事業への登録は要望者のみではなく全員を登録することはできないのかということについては、利用状況は7月末現在で登録者数50人、利用者数14人、派遣述べ件数57件、利用時間114時間となっている。事業への登録については、現在は要望者のみとしているが、母子手帳交付の際に全員登録する方法なども考えられるので検討したいという答弁であります。

次に、低出生体重児健康診査事業について、具体的にどのような事業なのかということについては、事業内容は4か月児健診、8か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診などの乳幼児健診と同じ内容だが、低出生児は健常児と比べて病気にかかりやすいため、拠点病院で個別に乳幼児健診を受けることができ、安心して継続的に専門医に診てもらえるといった違いがあるという答弁であります。

次に、子ども、障がい者、高齢者、それぞれに対する個別の虐待予防の取組はあるが、複合的に問題を抱える世帯に対する虐待予防の取組についてはどのように考えているのかということについては、重層的な問題を抱えている世帯への対応として、現在、重層的支援体制整備事業に取り組んでおり、具体的にどのような取組を行うか内容を検討している段階である。社会福祉協議会などいろいろな団体とつながっていく必要があるため、各団体と協議・調整を行い、できる限

り早急に取り組を進めていきたいという答弁であります。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

福祉文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「協働環境委員長の報告」を求めます。16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

協働環境委員会に付託を受けています調査事件1件について、中間報告をいたします。

「自然環境保全対策について」は、執行部から、「飯塚市自然環境保全条例について」、資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、自然環境保全条例の対象となる事業は計画面積が1千平方メートル以上であるとのことだが、本条例の対象となる事業にもかかわらず、当該事業地を分割するなどして、1千平方メートル未満の事業とし、届出をしないケースがあるが、そのような場合の面積に関する検討は行っているのかということについては、当該事業地とその隣接地を合わせると1千平方メートル以上となる事業は、1千平方メートル以上とみなすという判断をし、本条例で対応を図っているという答弁であります。

この答弁を受け、罰則規定等の導入も含めた本条例の検討をしてほしいという意見がありました。

次に、本条例の役割と必要性をどのように考えているのかということについては、本条例は周辺住民が知らないうちに開発事業が行われないように、事業計画の閲覧期間を設け、住民説明会の開催により事業者と周辺住民が意見交換し、さらに意見書の提出や協定書の締結を行うなど、周辺住民の意見などを事業者に届ける役割があり、近年、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー事業が全国的に展開されている状況で、そのような開発事業に対応していることから、本条例の必要性を感じているという答弁であります。

次に、本条例の課題をどのように考えているのかということについては、本条例は制定から15年以上経過しており、昨今の異常気象による災害の発生や再生可能エネルギー事業の急速な普及など、自然環境や社会情勢などの目まぐるしい変化への対応が課題であると考えているという答弁であります。

次に、どのような経緯で本条例が制定されたのかということについては、平成18年度に1市4町で合併後、旧穂波町と旧筑穂町で暫定施行されていた自然環境保護条例の対象地域を飯塚市全域としたという答弁であります。

次に、対象地域以外にどのような見直しを行ったのかということについては、市、事業者及び市民の責務、事業活動の届出、説明会等の手続及び不適正な事業活動の防止のための措置などを定めたことであるという答弁であります。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「経済建設委員長の報告」を求めます。12番 田中英美議員。

○12番 田中英美

経済建設委員会に付託を受けています調査事件1件について、中間報告をいたします。

「産業振興について」は、執行部から「令和5年度 飯塚市新技術・新製品開発補助金採択事

業一覧」等、資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、あいタウン2階の飯塚市市民交流プラザ内に開設していたつなぐカフェ@飯塚がゆめタウン2階コミュニティホールに移転するということだが、この場所は本市が有料で借り受けるのかということについては、株式会社イズミに対し、本市が公共公益的な活動の場として開設を要望し、整備されたホールであることから、利用料金は無料となっているという答弁であります。

次に、ベンチャー企業に対する支援はどのようなものがあるのかということについては、新技術・新製品開発補助金や販路開拓支援補助金、先端技術開発支援補助金に加えて、起業して間もない会社や新分野進出を目指す会社に低額の使用料でオフィスを提供するe-ZUKAトライバレーセンターの設置、飯塚研究開発センター研究開発室などの施設の使用料等を、2年間を限度に助成する飯塚市研究開発室使用料等助成金を設けるなど、様々な支援を行っているという答弁であります。

次に、新技術・新製品開発補助金など各種補助金の審査員については、どのようなメンバーで構成されているのかということについては、新技術・新製品開発補助金の審査員は、建築、情報創成、食品、電子、産業について専門的に知識を有する大学の先生や、産業支援機関、県の機関の方の計6名で構成されている。販路開拓支援補助金の審査員は、産学官連携・産業振興全般の専門家や、販売戦略の専門家、金融機関、資金調達部門の方の計5名で構成されている。先端情報技術開発支援補助金の審査員は、ブロックチェーン技術について専門的に知識を有する大学の先生や、ブロックチェーン業界に対して知見を持っているメディアの方、県のブロックチェーン関係の担当者の計5名で構成されているという答弁であります。

次に、販路開拓支援補助金は、7件の申請のうち4件が採択されたということだが、どのような理由から採択となったのかということについては、審査において、より効果のある販路開拓につながるような事業を中心に採択をしているという答弁であります。

次に、つなぐカフェ@飯塚の目的にある、大学生と地域企業、地域社会との交流促進などを行うにはどこに相談したらいいのかということについては、つなぐカフェ@飯塚実行委員会や本市の産学振興担当に相談していただき、大学生との交流を促進していくという答弁であります。

この答弁を受け、つなぐカフェ@飯塚の利用方法や大学生との交流方法をより分かりやすく周知してもらいたいという意見が出されました。

次に、つなぐカフェ@飯塚は、農業者や飲食店事業者など、誰でも利用できるのかということについては、つなぐカフェ@飯塚の機能は、大学生と企業との交流や市民との交流としてのことから、交流を目的とするのであれば、誰でも利用していただきたいという答弁であります。

次に、本市の農業関係に対する予算が少ないと思うが、どのように農業の振興を考えているのかということについては、現場の声も取り入れながら、市の単費だけではなく、国・県の補助金を活用し、農業の振興を図っていききたいと考えている。それでも足りない場合は、予算確保などの財政的な協議を進め、農業の振興を図っていききたいという答弁であります。

次に、ゆめタウン飯塚の完成に伴って、周辺の道路はどのような交通状況になっているのかということについては、ゆめタウン飯塚のオープンに先立ち、飯塚駅周辺整備基本計画を策定し、道路の整備を行っていることから、順調な交通の流れだと考えているという答弁であります。

次に、ふるさと納税はどのような制度の見直しがあったのかということについては、おおよそ35%が市の財政として残るようになっていたものが、50%が市に残る財源となり、残り50%を経費として明確に分けることになる等の見直しがされており、事業経費等の見直しや、商品によっては寄附単価や寄附商品の内容量の変更を行うなど、本年10月1日の施行に向け、事業者と協議を行っているという答弁であります。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「議案第52号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第4号）」から「議案第57号 専決処分の承認（令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第3号）」までの6件及び「認定第1号 令和4年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から「認定第14号 令和4年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの14件、以上20件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長職務代理者久世副市長。

○市長職務代理者副市長（久世賢治）

ただいま上程されました議案のうち、まず予算関係の議案から提案理由の説明をいたします。

「議案第52号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第4号）」につきましては、補助事業関連経費及び早急に執行すべき経費を補正するものでございます。

一般会計補正予算書の3ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額に1億249万4千円を追加して、906億7935万8千円とし、第2条で地方債を補正しようとするものでございます。なお、内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、議案番号が飛びますが、議案書13ページの「議案第57号 専決処分の承認」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。「専決第17号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第3号）」につきましては、令和5年6月末及び7月の大雨災害にかかる災害復旧等に要する経費を補正するものでございます。

令和5年7月10日専決と記載しております一般会計補正予算書の3ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額に4億9731万5千円を追加して、905億7686万4千円とし、第2条で繰越明許費を、第3条で地方債を補正するものでございます。なお、内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上で予算関連議案の説明を終わります。

続きまして、予算関連議案以外の議案について、説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。「議案第55号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（公用車による物損事故）」につきましては、ごみ収集作業中に発生した物損事故についてでございます。この物損事故につきましては、損害賠償額が確定し、相手方に57万7940円を支払う旨の協議が整いましたので、和解を行うものでございます。

7ページをお願いいたします。「議案第56号 市道路線の認定」につきましては、開発帰属等に伴い7路線を認定するものでございます。

14ページをお願いいたします。「認定第1号 令和4年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から23ページの「認定第10号 令和4年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」までにつきましては、地方自治法の規定に基づき、令和4年度の各会計の決算の認定をお願いするものでございます。なお、内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

石田企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

続きまして、企業局関連議案の提案理由を説明いたします。

企業会計補正予算書の3ページをお願いいたします。「議案第53号 令和5年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、後ほど説明いたします「議案第54号」に係

る料金システムの改修経費を補正するもので、第2条、収益的収入及び支出で水道事業費用を459万3千円追加するものでございます。

次に、予算関連議案以外の議案についてご説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。「議案第54号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきましては、口座振替の方法により納付する料金の特例を廃止するものでございます。

議案書の24ページをお願いいたします。「認定第11号 令和4年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」から27ページの「認定第14号 令和4年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」までの4件につきましては、いずれも地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、決算の認定をお願いするものでございます。なお、決算書及び決算附属書のほかに、決算資料を提出しております。内容の説明は、省略させていただきます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

認定議案に対する監査委員の審査報告をお願いいたします。瀬戸 元監査委員。

○監査委員（瀬戸 元）

令和4年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査の結果を報告いたします。

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、市長から審査に付されていましたが、令和4年度各会計の歳入歳出決算及び政令で定められた付属書類並びに基金の運用状況に関する調書等の審査を行いました。

審査は、各会計の決算書及び付属書類の合規性及び計数の正確性並びに決算収支の状況などに主眼を置き、関係帳簿との照合、点検、あるいは内容の検討などを主体に行いました。

審査の結果、令和4年度決算の内容は正確に表示され、決算状況も適正であることが認められました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、市長から審査に付されていましたが令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類等についての審査につきましては、合規性及び計数の正確性など、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しましたが、いずれも適正に作成されているものと認められました。

詳細につきましては、令和4年度飯塚市歳入歳出決算及び基金運用状況、財政健全化並びに経営健全化審査意見書に記載しておりますので、省略させていただきます。

以上をもちまして、令和4年度決算審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明及び監査委員の審査報告が終わりましたが、上程議案20件のうち、「議案第52号」から「議案第57号」までの6件及び「認定第11号」から「認定第14号」までの4件、以上10件に対する質疑、委員会付託は、後日行いたいと思いますので、ご了承願います。

ただいまより「認定第1号」から「認定第10号」までの10件に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第51条に基づき、簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。

また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第52条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了解願います。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案10件は、特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の名称は「令和4年度決算特別委員会」とし、委員定数は11名といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、4番 赤尾嘉則議員、7番 藤間隆太議員、8番 藤堂 彰議員、10番 田中武春議員、11番 川上直喜議員、12番 田中英美議員、13番 田中裕二議員、14番 金子加代議員、16番 土居幸則議員、19番 田中博文議員、24番 守光博正議員、以上11名を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11名の方々を、令和4年度決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時06分 再開

○議長(江口 徹)

本会議を再開いたします。

正副委員長が決定いたしましたので発表いたします。委員長、10番 田中武春議員、副委員長、8番 藤堂 彰議員であります。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時07分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	江口	徹	15番	永末	雄大
2番	兼本	芳雄	16番	土居	幸則
3番	深町	善文	17番	吉松	信之
4番	赤尾	嘉則	18番	吉田	健一
5番	光根	正宣	19番	田中	博文
6番	奥山	亮一	20番	鯉川	信二
7番	藤間	隆太	21番	城丸	秀高
8番	藤堂	彰	22番	秀村	長利
9番	佐藤	清和	23番	小幡	俊之
10番	田中	武春	24番	守光	博正
11番	川上	直喜	25番	上野	伸五
12番	田中	英美	26番	瀬戸	元
13番	田中	裕二	27番	坂平	末雄
14番	金子	加代	28番	道祖	満

(欠席議員 0名)

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人

議会事務局次長 太田 智広

議事総務係長 今住 武史

書記 林 里美

議事調査係長 淵上 憲隆

書記 安藤 良

書記 宮山 哲明

◎ 説明のため出席した者

市長職務代理者 久世 賢治
副市長

福祉部次長 林 利恵

副市長 藤江 美奈

都市建設部次長 臼井 耕治

教育長 武井 政一

都市建設部次長 中村 章

企業管理者 石田 慎二

企業局次長 今仁 康

総務部長 許斐 博史

行政経営部長 東 剛史

市民協働部長 小川 敬一

市民環境部長 福田 憲一

経済部長 兼丸 義経

福祉部長 長尾 恵美子

都市建設部長 大井 慎二

教育部長 山田 哲史

公営競技事業所長 樋口 嘉文

経済政策推進室長 早野 直大